

長野原町独自の子ども・子育て支援

子ども館

長野原町では、小さなお子さんに安全な遊び場を提供すると共に、同じ育児世代の保護者の方々の情報交換の場となるよう、親子で自由に使える子ども館を、大津・応桑・北軽井沢地区に設置しています。

※子ども館は児童館ではありませんので、保育士等による保育はいたしません。また、未就学児童のお子さんは、保護者との利用を原則としており児童のみでの利用はできません。

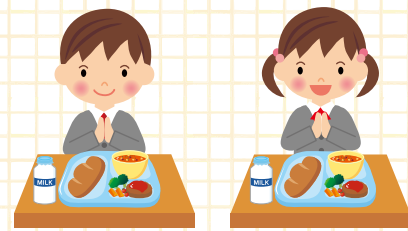
【開館日】毎週月曜日から土曜日
 【閉館日】日曜日、祝日、年末年始
 【開館時間】
 ○平日 ▶午前10時～午後5時まで
 ○土曜日・長期休業中▶午前8時30分～午後5時まで
 ※最大、午後6時30分まで延長が可能です。
 (開館日、開館時間中でも休館となる場合があります)



中央子ども館 ☎0279-82-3125 応桑子ども館 ☎0279-85-2882 北軽井沢子ども館 ☎0279-82-5080

給食費の無償化

町独自の支援として、認定こども園、小中学校の給食費を無料とします。



福祉医療費

県の制度に基づき、乳幼児から中学生までの医療にかかる費用の一部を助成します。



中学生までのインフルエンザワクチン接種の無償化

中学生までの子どもについて、インフルエンザのワクチン接種を無料で実施します。



第2期長野原町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月 発行 長野原町
 編集 長野原町 教育委員会 教育課
 〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1
 電話：0279-82-2244 (代表)

第2期 長野原町

子ども・子育て支援事業計画

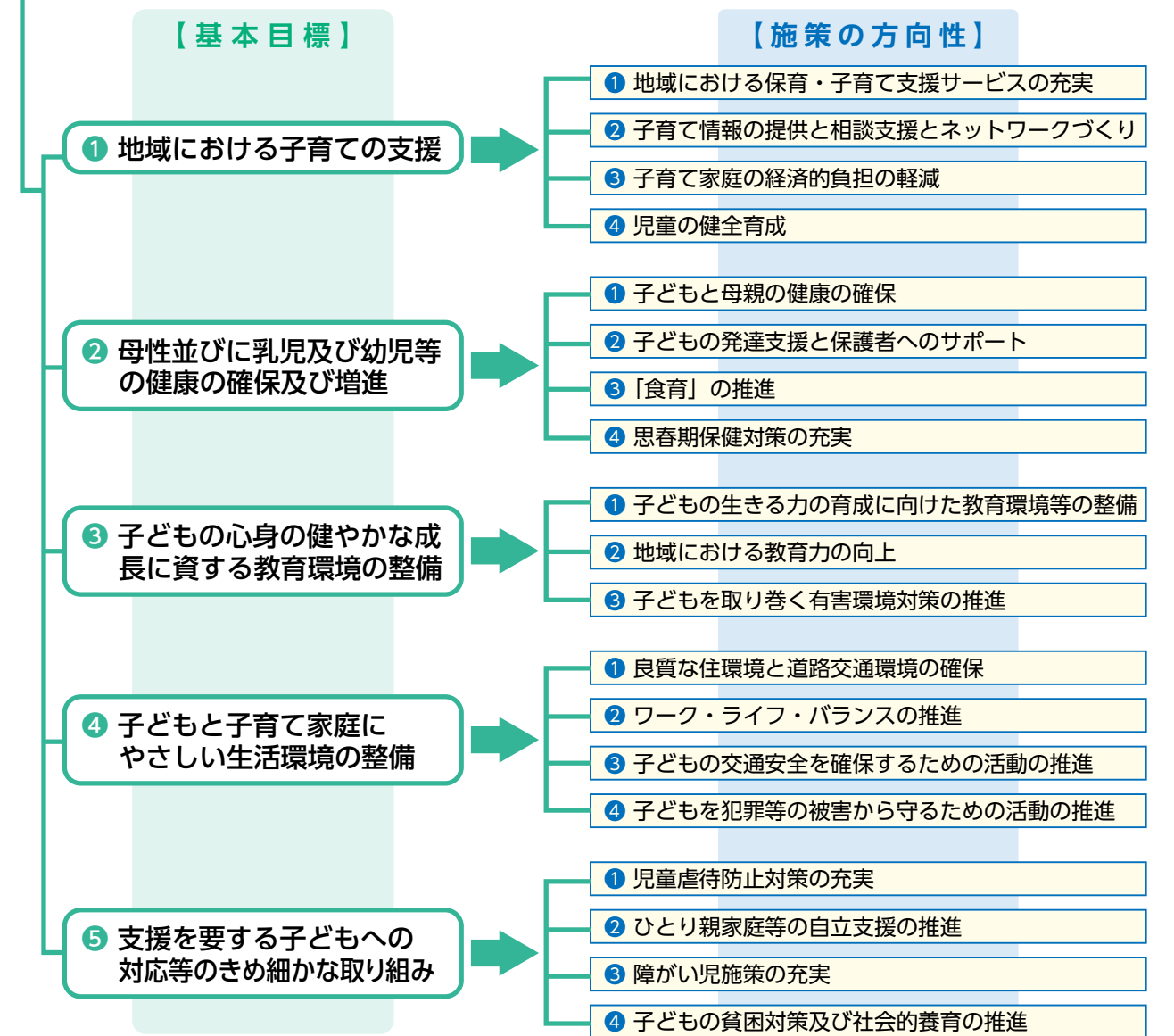
令和2年度～令和6年度
概要版

この計画は、すべての子どもが健やかにいきいきと育つことのできる環境づくり、さらには、子育て家庭が夢や自信を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進することが目的です。

子どもと親が成長する過程において、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や不安感、孤立感を和らげてもらうを通じ、子どもと保護者はもちろん、すべての町民の笑顔が輝き、子育ての喜びと未来への夢があふれるまちの実現を目指します。

計画の全体像

— 基本理念 — みんなでつくる、子どもと親が笑顔で健やかに安心して暮らせるまち



幼児期の教育・保育の充実

子どもと子育て家庭への支援の充実を図るため、待機児童を出さないよう、幼児期の教育・保育の必要な定員を確保していきます。



① 1号認定【3～5歳】 ▶ 教育認定

●1号認定については、町内2か所の公立の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	79	77	75	68	67	65
量の見込み(A)	52	13	13	12	12	11
利用定員(B)	76	76	76	76	76	76
差(B-A)	24	63	63	64	64	65

② 2号認定【3～5歳】 ▶ 保育認定

●2号認定については、3歳以上の教育・保育の無償化により増加が見込まれますが、町内2か所の公立の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	79	77	75	68	67	65
量の見込み(A)	27	64	62	56	55	54
利用定員(B)	68	68	68	68	68	68
差(B-A)	41	4	6	12	13	14

③ 3号認定【0～2歳】 ▶ 保育認定

●3号認定については、保育利用率の高まりに伴い、増加が見込まれますが、町内2か所の公立の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	児童数	24	26	29	27	26
	量の見込み(A)	0	4	4	3	3
	保育利用率	0%	17.4%	17.4%	14.3%	14.3%
	利用定員(B)	14	14	14	14	14
	差(B-A)	14	10	10	11	11
1・2歳	児童数	47	46	44	43	41
	量の見込み(A)	18	22	21	20	19
	保育利用率	38.3%	47.8%	47.7%	46.5%	46.3%
	利用定員(B)	50	50	50	50	50
	差(B-A)	32	28	29	30	32

地域子ども・子育て支援事業の展開

地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」について、長野原町では以下のような方針で実施していきます。



事業の概要		長野原町の方針
利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	令和2年度において、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置予定
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	すべての妊婦に14回分の受診券を配布するとともに、産後2週間の検査項目を追加
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	町の保健師等の体制により、乳児のいるすべての家庭に訪問する
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	乳児家庭全戸訪問事業などから対象者の把握に努め、町の保健師等が必要な支援を行う
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	ケース会議を開催し、児童虐待の未然防止に努めるとともに、関係者の資質の向上を図るための事例検討会等を定期的に開催する
一時預かり事業	認定こども園などでの在園児の預かり保育(延長保育) 認定こども園などでの一時的な預かり保育	町内2か所の認定こども園において実施
病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行う	第2期において、事業の提供体制を確保できる見通しはないものの、町内の認定こども園における実施や福祉関連施設等での実施要請などを検討
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	放課後児童健全育成事業の枠組みでの事業は実施しないものの、3か所の子ども館を運営し、放課後の小学生の遊びや生活の場を提供する